

## 余裕期間制度に係るQ & A

Q 1 余裕期間とは、どのような期間ですか。

余裕期間とは、契約締結日から工事着手日の前日までの期間を指し、工事の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保や現場に搬入しない資材等の準備などを行うことができる期間です。

本市が発注する工事の余裕期間は、実工期の30%を超えず、かつ、4か月を超えない範囲内で設定します。

Q 2 余裕期間中の主任技術者等や現場代理人の配置はどうなりますか。

余裕期間内は、現場代理人および技術者等の配置は必要ありません。

Q 3 主任技術者等や現場代理人は、いつ配置しなければいけませんか。

現場代理人および技術者等は工事着手日から配置しなければなりません。

Q 4 余裕期間設定工事で、受注者の都合により余裕期間をとらないこと（契約締結日の翌日を工事着手日とすること）はできますか。

発注者指定方式では、原則として発注者が特記仕様書等で定めた工事着手日まで工事着手はできませんが、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、変更理由等を記載した書面により監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することは可能です。

任意着手方式およびフレックス方式では、工事の着手日は受注者が余裕期間内で任意に選定できますので、余裕期間をとらないで工事の着手日を設定することも可能です。

Q 5 余裕期間設定工事において、契約締結後に工事着手日を変更することは可能ですか。

契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、変更理由等を記載した書面により監督職員と協議の上、変更することは可能です。

Q 6 「実工期」は変更できないとなっておりますが、通常、様々な理由により工期を延長することがあります。余裕期間設定工事であっても、工事着手日後に工事の完了日を変更することは可能ですか。

一般的な工事と同様です。

Q 7 余裕期間内にできること、できないことは何ですか。

余裕期間内は、労働者の確保、現場に搬入しない資材等の準備は行うことができますが、現場代理人および主任技術者、監理技術者等の配置が必要な作業はできません。

また、工事着手にあたる作業や工事着手後に行う作業はできません。具体的には、以下の例をご参照ください。

#### 【余裕期間内にできる作業の例】

- ・労働者の確保
- ・現場に搬入しない資機材の発注  
(元請けとして技術的な管理が必要な工場製作は除く)
- ・現場の下見 ※具体については、Q 9を参照
- ・工事看板等の作成
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

#### 【余裕期間内にできない作業の例】

- ・現場事務所の設置
- ・工事看板等の設置
- ・現地測量
- ・現場での埋設物調査、試掘
- ・支障物件の撤去
- ・樹木伐採、除草

- ・工場製作工
- ・現場への資機材の搬入
- ・発注者（監督員を含む）との協議
- ・交通管理者との協議
- ・埋設企業者との協議
- ・近隣住民（自治会等を含む）等との調整
- ・工事のお知らせの配布
- ・工事写真の撮影
- ・施工計画書の作成
- ・仮設工事
- ・上記の作業に係る、関係者との調整

Q 8 余裕期間内に労働者の確保ができるとありますが、下請契約はできますか。

施工体制確保のために、余裕期間内に下請契約はできます。

Q 9 余裕期間内に、下見等のための現場への立ち入りはできますか。

工事の準備行為にあたる作業はできませんが、下見は可能です。工事着手日の前日までの間は、発注者と相談して行ってください。

Q10 余裕期間内の現場の管理は、誰が行いますか。

余裕期間内の現場の管理は発注者が行いますので、受注者の現場管理は工事着手日から発生します。

Q11 余裕期間と準備期間の関係は。

準備期間は実工期の一部であり、余裕期間は、実工期とは関係ありません。

Q12 現場代理人の常駐および技術者等の専任を要する工事であっても、余裕期間内は他の工事に従事できますか。

現場代理人および技術者等の専任を要する場合であっても、余裕期間内は現場代理人および技術者等の配置を要しませんので、他の工事に従事することができます。

Q13 配置予定技術者を工事の着手日から配置することができなくなった場合、技術者の変更はできますか。

配置予定技術者として申請した人物を配置することが原則ですので、工事着手日に配置できない場合は、一般的な工事と同様に契約解除や入札参加停止を講じることがあります。

現場代理人および技術者等の配置は自社の配置状況、受注中の工事等の進捗状況等を十分に把握した上で行っていただくようお願いいたします。

※病休、死亡および退職等の特殊な場合であって発注者が承認した場合は、この限りではありません。

Q14 余裕期間設定工事であっても、一般的な工事と同様に現場代理人および技術者等の兼務は可能でしょうか。

一般的な工事と同様、余裕期間設定工事であっても兼務要件を満たせば、現場代理人、技術者等ともに兼務は可能です。

Q15 工事实績情報システム（CORINS）の登録はどうなりますか。

<b>契約工期</b>		
	開始年月日	契約締結日を入力してください
	完了年月日	特記仕様書等で定めた完成日の期限を入力してください
	余裕期間の有無	チェックを入れてください
<b>実工期</b>		
	開始年月日	契約書に記載する着工日を入力してください
	完了年月日	契約書に記載する完成日を入力してください
<b>技術者情報入力（従事期間）</b>		
	開始年月日	実工期の開始年月日を入力してください
	完了年月日	実工期の完了年月日を入力してください